

札幌市における食品の安全確保体制

① 流通の監視

国や自治体の検査と出荷制限により、暫定規制値を超える農産物や水産物が生産地から出荷されることがないように対策が行われています。

上記対策が確実に行われていることを確認するため、札幌市保健所では、市内の食品の流通拠点である札幌市中央卸売市場及び市内の大型スーパーに、入荷した農産物等の産地をチェックするよう依頼するとともに、監視員による継続的な監視を実施しています。



中央卸売市場における監視

② 食品中の放射性物質検査

流通段階での対策に加え、平成23年9月からは、札幌市内に流通する食品の安全性を確認するため、中央卸売市場や大型スーパーにおいて食品の抜き取り検査を実施し、その結果を公表しています。

⇒ 詳しくは札幌市食の安全ホームページへ
(<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/kensa/>)

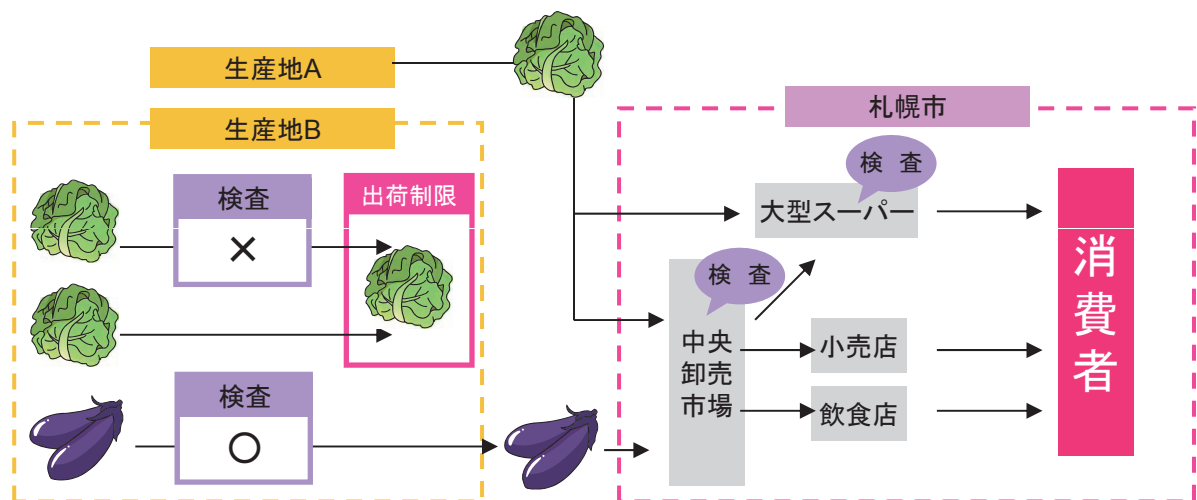


札幌市で検査を実施した品目

野菜類(なし、もも、ぶどう、くり、なす、にら、さつまいも、レタス、トマト、れんこん、きゅうり、玄米等)
魚介類(あなご、かつお)

※ 平成23年11月30日現在の状況

※ 福島県及び近隣県が産地のものを検査対象としています。(魚介類の場合は近隣水域産のもの)



モニタリング検査で規制値を超えた場合、地域・農産物を指定して出荷制限

出荷規制中の食品が入荷されていないことを確認
市内流通品の抜き取り検査

【食の安全を確保するための体制】

食品以外の放射線量検査

① 水道水の放射性物質検査

水道水については、北海道立衛生研究所と市内3箇所の水について、それぞれ放射性物質の測定が行われています。平成23年11月30日現在、放射性物質が検出されたことはありません。

⇒ 詳しくは札幌市水道局のホームページへ

(<http://www.city.sapporo.jp/suido/c01/c01third/houshaseibussitu.html>)

② 大気中の放射性物質検査

環境中（空気中）の放射線量についても、北海道立衛生研究所で計測が行われています。平成23年11月30日現在、札幌市内において異常値が検出されたことはありません。

また、札幌市では、平成23年10月25日から市内4か所（市役所本庁舎、清田区、南区、手稲区各区役所）において空間放射線量率の測定を開始しました。異常値は検出されておらず、健康に影響はありません。

⇒ 詳しくは札幌市環境局のホームページへ

(<http://www.city.sapporo.jp/kanky/sonota/housyasen/>)

札幌市の検査体制（札幌市衛生研究所）

札幌市の検査機関である札幌市衛生研究所では、昭和61年のチェルノブイリ原子力発電所事故以降、毎年、輸入食品を対象とした放射性物質の検査を実施してきました。（検査機器：ゲルマニウム半導体分析器）

また、このほかにも、残留農薬や食品添加物など、食品に関するさまざまな検査を実施し、その安全性を確保しています。



放射性物質検査の様子

札幌市衛生研究所で実施している主な食品検査

- ◎ 放射性物質検査：放射性物質（ヨウ素131,セシウム134,137）の検査
- ◎ 食品添加物検査：着色料、保存料、酸化防止剤などの残留検査
- ◎ 残留農薬検査：野菜・果実等に使用された農薬の残留検査
- ◎ 遺伝子組換え食品検査：安全性未審査の組換え食品の検出、審査済組換え食品の含有率測定検査
- ◎ 特定原材料検査：食物アレルギーの原因となるそば、小麦などの検出検査
- ◎ 規格検査：乳・乳製品、食肉製品、清涼飲料水、器具、容器包装などの規格検査
- ◎ 動物用医薬品検査：畜水産物中に残留する合成抗菌剤、寄生虫用剤などの検査